

母子家庭等医療の対象区分

- ① 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童と次のア～キに該当し、現にその児童を監護する者。
- ア 配偶者と死別した者であって現に婚姻（事実婚を含む。以下同様）をしていない者。
 - イ 離婚した者であって現に婚姻をしていない者。
 - ウ 配偶者の生死が明らかでない者。
 - エ 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者。
 - オ 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない者。
 - カ 配偶者が精神又は身体の障がい（児童扶養手当法施行令第1条別表2で定める状態）により長期にわたって労働能力を失っている者。
 - キ 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されているため、その扶養を受けることができない者。
 - ク 婚姻によらないで母又は父となった者であって現に婚姻をしていない者。
- ② 20歳に達する日の属する月の末日までの間にあって次のア～エに該当する児童と①のア～キに該当し、現にその児童を監護する者。
- ア 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学中の者。
 - イ 高等専門学校に在学し第3学年の課程を修了するまでの者。
 - ウ 専修学校の高等課程に在学中の者（ただし、高等学校等卒業者は除く）。
 - エ 外国人学校に在学中の者。
- ③ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童であって次のア～オに該当する者。
- ア 両親と死別した児童。
 - イ 両親の明らかでない児童。
 - ウ 両親から引き続き1年以上遺棄されている児童。
 - エ 両親が精神又は身体の障がい（児童扶養手当法施行令第1条別表2で定める状態）により長期にわたって労働能力を失っている児童。
 - オ 両親が法令により引き続き1年以上拘禁されているため、その扶養を受けることができない児童。
- ④ 20歳に達する日の属する月の末日までの間にあって②のア～エに該当する児童であって③のア～オに該当する者。

《参考》 児童扶養手当法施行令第1条別表2

1	両眼の視力の和が0.04以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
10	精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
11	傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

(備考)

- ・視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- ・9～11については、重度障害者医療（高齢重度障害者医療）の対象となる身体障害者手帳1・2級、重度知的障害者、精神障害者保健福祉手帳1級を受けている状態にあるものを対象とする。